

令和5年 4月 11日

岡山県教育庁
保健体育課長 殿

岡山県立高梁高等学校長
鳥 越 信 行

令和5年度岡山県立高梁高等学校部活動に係る活動方針

1 本校の部活動（26部）

文化部（17部）：電気部、天文部、英語部、文学部、社研部、美術部、書道部、コーラス部、吹奏楽部、ボランティア部、食物部、手芸部、茶道部、華道部、演劇部、将棋部、地域交流部
運動部（9部）：硬式野球部、ダンス部、ソフトボール部、卓球部、ソフトテニス部、バスケットボール部、陸上競技部、バレーボール部、サッカー部

2 目 標

- （1）部活動を通じて、高い志や夢を持ち、自主自律の精神のもと、困難に対しても粘り強く成し遂げようとする「やり抜く力」を持つ生徒の育成。
- （2）興味関心を共有した異年齢集団による活動の中で、相手を思いやり、理解しながら豊かな表現で意思疎通できる「受容する力・対話する力」を育む。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

（1）休養日

3ヶ月単位で考え、平日の休養日は週1日以上、休日の休養日は全休日の日数の半分を目安とする。

（2）活動時間

平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とする。（早朝練習を含む）

早朝練習については、顧問の指導のもと実施できる。（7時半から30分程度）

下校時刻を厳守する。（平日18時・休日17時 完全下校）

公式戦2週間前から、部活動を1週間程度の日数を目安に18：30まで延長できる。

（3）遠征、合宿等

「合宿規定」により顧問の申し出により許可される。

（4）大会参加

大会参加については、合理的・効果的な活動となるよう、生徒の身体的な負担に充分配慮し、顧問の責任において参加することとする。

4 その他

（1）体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取り組み

顧問は、生徒の成長をサポートするために、やる気を引き出すようなコーチングに努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。

年間2回以上の部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。

（2）部活動顧問会議（研修会の実施等）について

年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図ることとする。

定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通化を図り、活動の活性化につなげる。

(3) 部費の取扱について

部費等の取扱については公費に準ずる(学校徴収金マニュアルに基づく)こととし、適切に管理する。
決算報告については、保護者に報告する。

(4) その他

顧問は、活動日誌等を活用し、日々の活動状況等を把握すると共に、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるように努める。
表彰に該当する成績をあげた場合、生徒会係に報告する。